

産業標準案の作成及び審議について

産業標準案（以下、JIS 案という。）につきまして、所定の作成審議経過を経て、下記のとおり作成しましたので、当会産業標準作成委員会規程に基づき審議をお願いいたします。JIS 案につきましては、産業標準案作成経過報告書のとおり“JIS 案の必要要件”を満たしていると事務局が判断したことから、産業標準作成委員会にお諮りするものです。

また、委員会において議決された場合には、産業標準化法第 14 条第 1 項（又は第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項）の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、JIS 案及び産業標準案作成経過報告書の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な内容につきましては、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

記

・ JIS 案

規格番号	規格名称	制定等の別	資料番号
C0806-2	自動実装部品の包装－第 2 部：ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装	改正	資料 4
C0806-3	自動実装部品の包装－第 3 部：表面実装用部品の連続テープによる包装	改正	資料 5
C2570-1	直熱形 NTC サーミスター第 1 部：品目別通則	改正	資料 6
C5101-13	電子機器用固定コンデンサー第 13 部：品種別通則：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサー	改正	資料 7
C5101-14	電子機器用固定コンデンサー第 14 部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定コンデンサー	改正	資料 8
C5160-1	電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサー第 1 部：品目別通則	改正	資料 9
C5201-2	電子機器用固定抵抗器－第 2 部：品種別通則：スルーホール基板実装（THT）用低電力皮膜固定抵抗器	改正	資料 10
C5201-4	電子機器用固定抵抗器－第 4 部：品種別通則：スルーホール基板実装（THT）用又はきょう（筐）体取付け用固定高電力抵抗器	改正	資料 11
C5402-15-2	電気・電子機器用コネクタ試験及び測定－第 15-2 部：コネクタ試験（機械的試験）－試験 15b：ハウジング内のインサート保持（軸方向）	改正	資料 12
C5952-1	光伝送用能動部品－パッケージ及びインタフェース標準－第 1 部：総則	改正	資料 13
C5953-3	光伝送用能動部品－性能標準－第 3 部：40 Gbit/s 帯変調器集積形半導体レーザモジュール	改正	資料 14

C5953-4	光伝送用能動部品－性能標準－第4部：1300nmギガビットイーサネット用光トランシーバ	改正	資料15
C61300-3-4	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-4部：検査及び測定－損失	改正	資料16

以上